

新潟県病院局管理規程第1号

新潟県立吉田病院附属看護専門学校学則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年2月14日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

新潟県立吉田病院附属看護専門学校学則の一部を改正する規程

新潟県立吉田病院附属看護専門学校学則（令和3年2月19日病管規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

学則の新旧対照表

新	旧
新潟県立吉田病院附属看護専門学校学則	新潟県立吉田病院附属看護専門学校学則
令和3年2月19日 新潟県病院局管理規程第1号 令和5年4月1日 <u>新潟県病院局管理規程第1号</u>	令和3年2月19日 新潟県病院局管理規程第1号
目次	目次
第1章 <u>総則（第1条—第2条）</u>	第1章 <u>総則（第1条—第3条）</u>
第2章 <u>課程、定員及び修業年限（第3条—第5条）</u>	第2章 <u>学年、学期及び休業日（第4条—第6条）</u>
第3章 <u>学年、学期及び休業日（第6条—第8条）</u>	第3章 <u>教育課程、実習施設及び卒業（第7条—第12条）</u>
第4章 <u>教育課程及び履修方法等（第9条—第12条）</u>	第4章 <u>入学、休学及び退学（第13条—第23条）</u>
第5章 <u>入学、転入学、退学、転学、休学、復学及び除籍（第13条—第22条）</u>	第5章 <u>教職員（第24条）</u>
第6章 <u>卒業等（第23条—第24条）</u>	第6章 <u>会議（第25条）</u>
第7章 <u>授業料の納入（第25条）</u>	第7章 <u>健康管理（第26条）</u>
第8章 <u>職員組織（第26条）</u>	第8章 <u>賞罰（第27条）</u>
第9章 <u>会議（第27条）</u>	第9章 <u>雑則（第28条—第29条）</u>
第10章 <u>健康管理（第28条）</u>	
第11章 <u>図書管理（第29条）</u>	
第12章 <u>賞罰（第30条）</u>	
第13章 <u>雑則（第31—第32条）</u>	
附則	附則
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第1条 <u>新潟県立吉田病院附属看護専門学校（以下「学校」という。）は、看護師になろうとする<u>准看護師を</u>対象とし、学習者自らの能力を最大限に発揮し、<u>質の高い看護を提供できる専門職業人を育成することを目的とする。</u></u>	第1条 <u>新潟県立吉田病院附属看護専門学校（以下「学校」という。）は、看護師になろうとする<u>准看護師に必要な学科、技術等の専門教育を行うことを目的とする。</u></u>
(名称)	
第1条の2 <u>学校の名称は、新潟県立吉田病院附属看護専門学校という。</u>	

<p>(位置) 第1条の3 学校を新潟県燕市吉田大保町32番60号に置く。</p> <p>(自己点検・自己評価) 第2条 学校は、その教育の水準の向上を図り、学校の目的を達成するため、教育活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。 2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は別に定める。</p> <p>第2章 課程、定員及び修業年限</p> <p>(課程及び学科) 第3条 本校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校として、次の課程及び学科を置く。 専門課程 看護科 2年課程</p> <p>(定員) 第4条 学校に在学する者（以下「学生」という。）の定員は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略)</p> <p>(修業年限及び在学年限) 第5条 学生の修業年限は、2年とする。 2 (略)</p> <p>第3章 学年、学期及び休業日</p> <p>(学年) 第6条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。</p> <p>(学期) 第7条 学年を次の2期に分ける。 (1)・(2) (略)</p> <p>(休業日) 第8条 休業日は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 季節休業 <u>1年を通じ9週間とする。</u></p> <p>2 校長は、必要があると認めるときは、前項の休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。</p> <p>第4章 教育課程及び履修方法等</p> <p>(教育課程及び授業単位数) 第9条 教育課程及び授業単位数は、別表のとおりとす</p>	<p>(位置) 第1条の2 学校を新潟県燕市吉田大保町32番60号に置く。</p> <p>(課程及び学科) 第2条 本校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校として、次の課程及び学科を置く。 専門課程 看護科 2年課程</p> <p>(定員) 第2条の2 学校に在学する者（以下「学生」という。）の定員は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略)</p> <p>(修業年限及び在学年限) 第3条 学生の修業年限は、2年とする。 2 (略)</p> <p>第2章 学年、学期及び休業日</p> <p>(学年) 第4条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。</p> <p>(学期) 第5条 学年を次の2期に分ける。 (1)・(2) (略)</p> <p>(休業日) 第6条 休業日は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 季節休業 <u>1年を通じ9週間（夏期4週間、冬期2週間、学年末3週間）とする。</u></p> <p>2 学校長は、必要があると認めるときは、前項の休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。</p> <p>第3章 教育課程、実習施設及び卒業</p> <p>(教育課程及び授業単位数) 第7条 教育課程及び授業単位数は、別表のとおりとす</p>
---	--

る。

2 (略)

- (1) 講義及び演習 15時間から30時間までの時間数
- (2) 臨地実習 30時間から45時間までの時間数

(単位の認定)

第10条 校長は、講義、実習等を必要な時間以上受けているとともに、当該科目の内容を習得している者に所定の単位を与える。

2 前項の単位認定に際し必要な事項は別に定める。

(成績の評価)

第11条 学修の評価は、優、良、可及び不可をもって表し可以上を合格とする。

(入学前の既習得単位等の認定)

第12条 校長は、学生が学校に入学する前に大学や他の学校養成所等で修得した単位を入学後の本校における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定に関し必要な事項は、校長が別に定める。

第5章 入学、転入学、退学、転学、休学、復学及び除籍

(入学の時期)

第13条 (略)

(入学資格)

第14条 (略)

(志願の手続)

第15条 入学を志願する者は、指定期日までに所定の書類を校長に提出しなければならない。

る。

2 (略)

- (1) 講義及び演習 15時間から45時間までの時間数
- (2) 実験、校内実習及び実技 30時間から45時間までの時間数
- (3) 臨地実習 45時間

(実習施設)

第8条 実習施設は、新潟県立吉田病院のほか、学校長が適当と認めた施設とする。

(単位の認定等)

第9条 学校長は、講義、実習等を必要な時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得している者に所定の単位を与える。

2 学修の評価は、優、良、可及び不可をもって表し、可以上を合格とする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第10条 学校長は、学生が学校に入学する前に大学や他の学校養成所等で修得した単位を入学後の本校における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定に関し必要な事項は、学校長が別に定める。

(卒業)

第11条 学校長は、第7条に定める授業科目を履修し、所定の単位を修得した者について卒業認定する。

(卒業証書)

第12条 卒業者には、卒業証書(別記第1号様式)を授与し、専門士と称することを認める。

第4章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

第13条 (略)

(入学資格)

第14条 (略)

(志願の手続)

第15条 入学を志願する者は、指定期日までに所定の書類を学校長に提出しなければならない。

<p>2 前項の規定に関し必要な事項は、<u>校長</u>が別に定める。</p> <p>(入学考査料) 第16条 (略) 2 (略)</p> <p>(入学の許可等) 第17条 <u>校長</u>は、受験生に対し入学考査を行い、選考の上入学を許可する。 2 (略)</p> <p>(入学の手続) 第18条 入学考査試験に合格した者は、<u>校長</u>の指定する期日までに誓約書(別記第3号様式)を<u>校長</u>に提出するとともに、条例第5条の2に規定する入学料を納めなければならない。 2 <u>校長</u>は前項の入学手続きが完了した者に入学を許可する。 3 <u>校長</u>は、前項に規定する期日までに、同項に規定する書類を提出しない者又は同項に規定する入学料を納めない者に対し、入学の許可を取り消すことができる。</p> <p>(転入学) 第19条 <u>校長</u>は、学校へ転入学の申し込みがあったときは、<u>選考の上病院局長の承認を得て、定員の範囲内でこれを認めることができる。</u> 2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、<u>病院局長の承認を得て、校長が決定する。</u></p>	<p>2 前項の規定に関し必要な事項は、<u>学校長</u>が別に定める。</p> <p>(入学考査料) 第16条 (略) 2 (略)</p> <p>(入学の許可等) 第17条 <u>学校長</u>は、受験生に対し入学考査を行い、選考の上入学を許可する。 2 (略)</p> <p>(入学の手続) 第18条 入学を許可される者は、<u>学校長</u>の指定する期日までに誓約書(別記第3号様式)を<u>学校長</u>に提出するとともに、条例第5条の2に規定する入学料を納めなければならない。 2 <u>学校長</u>は、前項に規定する期日までに、同項に規定する書類を提出しない者又は同項に規定する入学料を納めない者に対し、入学の許可を取り消すことができる。</p> <p>(保証人) 第19条 (略)</p> <p>(授業料の徴収) 第20条 (略)</p> <p>(授業料等の減免) 第20条の2 (略)</p> <p>(退学及び転入学) 第21条 <u>学校長</u>は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを退学させることができる。 (1) <u>第3条第2項に規定する在学年限を超えた者</u> (2) <u>次条第2項に規定する休学期間を経過してもなお復学しない者</u> (3) <u>授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者</u> (4) <u>長期間にわたり行方不明の者</u> 2 <u>学生が傷病その他やむを得ない理由により退学又は転学しようとするときは、学校長の許可を受けなければならない。</u> 3 <u>学校長</u>は、学校へ転入学の申し込みがあったときは、<u>選考の上病院局長の承認を得て、定員の範囲内でこれを認めることができる。</u> 4 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年</p>
---	---

数については、病院局長の承認を得て、学校長が決定する。

(退学、転学)

第20条 学生が傷病その他やむを得ない理由により退学又は本校から転学しようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

(休学及び復学)

第21条 学生が病気その他やむを得ない事情のため3月以上引き続き欠席しようとするときは、校長の許可を受けて休学することができる。

2・3 (略)

4 休学期間内に、その理由がやみ、復学しようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第22条 校長は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを除籍させることができる。

- (1) 第3条第2項に規定する在学年限を超えた者
- (2) 前条第2項に規定する休学期間を経過してもなお復学しない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

第6章 卒業等

(卒業の要件)

第23条 学校を卒業するためには、第5条に定める修業すべき年数在学し、第9条の別表に定める所定の単位数を修得しなければならない。

2 欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超えている者については、原則として卒業を認めない。

(卒業の認定)

第24条 前条に定める卒業の要件を満たした者について、卒業認定会議を経て、校長が卒業を認定する。

2 校長は、卒業を認定した者へ卒業証書(別記第1号様式)を授与し、専門士と称することを認める。

第7章 授業料の納入

(授業料の徴収)

第25条 学生は、新潟県病院事業の設置等に関する条例(以下「条例」という。)第5条の3に規定する授業料を納めなければならない。

(授業料等の減免)

第25条の2 条例第5条の4に規定する授業料、入学考

(休学及び復学)

第22条 学生が病気その他やむを得ない事情のため3月以上引き続き欠席しようとするときは、学校長の許可を受けて休学することができる。

2・3 (略)

4 休学期間内に、その理由がやみ、復学しようとするときは、学校長の許可を受けなければならない。

(欠席)

第23条 授業を欠席しようとする者は、その理由を付けてその日又は翌日中に学校長に届け出なければならない。この場合において、疾病により欠席が1週間以上にわたるときは、医師の診断書を提出しなければならない。

査料又は入学料（以下「授業料等」という。）の納付が困難と認められる者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 当該授業料等の納付期限である日の属する月において、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者

(2) 当該授業料等の納付期限である日の属する年度の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。次号において同じ。）がその者と生計を一にする者のすべてについて非課税とされている世帯に属する者

(3) 当該授業料等の納付期限である日の属する年度の地方税法の規定による市町村民税を天災その他特別の事情により市町村の条例で定めるところにより免除された者と同一の世帯に属する者

(4) 前3号に掲げる者のほか、これらに準ずる者として病院局長が認める者

2 条例第5条の4の規定による授業料等の全部又は一部の免除の申請その他の手続に関し必要な事項は、校長が定める。

第8章 職員組織

（職員組織）

第26条 学校に置かれる職員は、次のとおりとする。

- (1) 校長
- (2) 副校長、教務主任、専任教員
- (3) 事務長、事務長補佐、庶務係長、事務職員
- (4) 非常勤講師
- (5) 学校医
- (6) その他の職員

第9章 会議

（会議）

第27条 学校で開催される会議は次のとおりとする。

- (1) 運営会議
- (2) 教務会議
- (3) 実習指導者会議
- (4) 卒業認定会議
- (5) 単位修得認定会議
- (6) 入学試験合否判定会議
- (7) その他

2 各会議に関し必要な事項は、校長が別に定める。

第10章 健康管理

（健康管理）

第28条 校長は、常に学生の健康を良好な状態に保持す

第5章 教職員

（職員組織）

第24条 学校に置かれる職員は、次のとおりとする。

- (1) 学校長
- (2) 事務長、事務長補佐、事務職員
- (3) 副校長、教務主任、専任教員
- (4) 講師
- (5) その他の職員

第6章 会議

（会議等）

第25条 学校で開催される会議は次のとおりとする。

- (1) 運営会議 月1回
- (2) 教務会議 月2回以上
- (3) 実習指導者会議 月1回
- (4) 講師会議 年2回以上
- (5) 卒業認定会議 年1回
- (6) 入学試験合否判定会議 年1回
- (7) その他

2 各会議に関し必要な事項は、学校長が別に定める。

第7章 健康管理

（健康管理）

第26条 学校長は、常に学生の健康を良好な状態に保持

るよう努めるとともに、疾病の早期発見のため年1回以上の健康診断を行うものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、健康管理の実施について必要な事項は、校長が別に定める。

第11章 図書管理

第29条 学校に図書その他の文献及び研究資料を収集保管し、教職員及び学生の閲覧に供するための図書室を置く。

- 2 図書室の利用及び管理の実施について必要な事項は別に定める。

第12章 賞罰

(賞罰)

第30条 校長は、学生として他の模範となり教育上必要があると認めるときは、表彰することがある。

- 2 校長は、この学則若しくは、細則に違反し、また学生としての本分に反する行為をした者に懲戒を加えることができる。

第13章 雑則

(授業料の徴収方法)

第31条 授業料については、新潟県病院局財務規定(昭和39年新潟県病院局管理規程第5号)第28条により発行する納入通知書により納めなければならない。

- 2 (略)

(細則)

第32条 この学則の施行について必要な事項は、校長が病院局長の承認を得て定めるものとする。

附 則

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年病管規程第12号)

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年病管規程第6号)

この規程は、公示の日から施行する。

附 則 (平成2年病管規程第7号)

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年病管規程第16号)

この規程は、平成4年10月18日から施行する。

附 則 (平成5年病管規程第7号)

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年病管規程第15号)

この規程は、公布の日から施行する。ただし、改正後の新潟県立中央病院附属看護専門学校学則第20条、新潟県立加茂病院附属看護専門学校学則第19条、新潟県立新

するよう努めるとともに、疾病の早期発見のため年1回以上の健康診断を行うものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、健康管理の実施について必要な事項は、学校長が別に定める。

第8章 賞罰

(賞罰)

第27条 学校長は、教育上必要があると認めるときは、ほう賞することがある。

- 2 学校長は、この学則若しくは、細則に違反し、また学生としての本分に反する行為をした者に懲戒を加えることができる。

第9章 雑則

(授業料の徴収方法)

第28条 授業料については、新潟県病院局財務規定(昭和39年新潟県病院局管理規程第5号)第28条により発行する納入通知書により納めなければならない。

- 2 (略)

(細則)

第29条 この学則の施行について必要な事項は、学校長が病院局長の承認を得て定めるものとする。

附 則

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年病管規程第12号)

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年病管規程第6号)

この規程は、公示の日から施行する。

附 則 (平成2年病管規程第7号)

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年病管規程第16号)

この規程は、平成4年10月18日から施行する。

附 則 (平成5年病管規程第7号)

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年病管規程第15号)

この規程は、公布の日から施行する。ただし、改正後の新潟県立中央病院附属看護専門学校学則第20条、新潟県立加茂病院附属看護専門学校学則第19条、新潟県立新

発田病院附属看護専門学校学則第20条及び新潟県立吉田病院附属看護専門学校学則第19条の規定は、平成7年度に入学しようとする者から適用する。

附 則（平成7年病管規程第1号）

この規程は、公布の日から施行し、平成7年1月23日以後の終了者について適用する。

附 則（平成9年病管規程第9号）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年病管規程第4号）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。ただし、平成11年3月31日に在学する者に係る休業日、教育課程及び授業時間数、試験、卒業並びに進級または又は卒業の欠格条件については、改正後の第6条、第7条及び第9条から第11条までの規定に係わらず、従前の例による。

附 則（平成16年病管規程第5号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年病管規程第12号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年病管規程第15号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年病管規程第3号）

この規程は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成22年病管規程第1号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成22年3月31日に在学する者に係る休業日、教育課程及び授業時間数、進級又は卒業の要件については、改正後の第6条、第7条、第10条の規定に係わらず、従前の例による。

附 則（令和2年病管規程第7号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年病管規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年病管規程第1号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和5年3月31日に在学する者に係る教育課程及び授業時間数については、改正後の第9条、第10条、第23条の規定に係わらず、従前の例による。

発田病院附属看護専門学校学則第20条及び新潟県立吉田病院附属看護専門学校学則第19条の規定は、平成7年度に入学しようとする者から適用する。

附 則（平成7年病管規程第1号）

この規程は、公布の日から施行し、平成7年1月23日以後の終了者について適用する。

附 則（平成9年病管規程第9号）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年病管規程第4号）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。ただし、平成11年3月31日に在学する者に係る休業日、教育課程及び授業時間数、試験、卒業並びに進級または又は卒業の欠格条件については、改正後の第6条、第7条及び第9条から第11条までの規定に係わらず、従前の例による。

附 則（平成16年病管規程第5号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年病管規程第12号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年病管規程第15号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年病管規程第3号）

この規程は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成22年病管規程第1号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成22年3月31日に在学する者に係る休業日、教育課程及び授業時間数、進級又は卒業の要件については、改正後の第6条、第7条、第10条の規定に係わらず、従前の例による。

附 則（令和2年病管規程第7号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年病管規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第9条関係）

教育課程及び単位数			
教育内容	授業科目	単位	
基礎分野	科学的思考の基盤	論理的思考	1
		教育学	1
		情報システム論	1
	人間と生活・社会の理解	社会学	1
		心理学	1
		人間関係論	1

別表（第7条関係）

教育課程及び単位数と時間数				
領域	教育内容	授業科目	単位	時間数
基礎分野	科学的思考の基盤	論理的思考	1	15
		教育学	1	30
		情報システム論	1	30
	人間と生活・社会の理解	社会学	1	30
		心理学	1	30
		人間関係論	1	30

		生物と生命論	1
		英語	<u>1</u>
		保健体育	<u>1</u>
		小 計	9
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖生理学Ⅰ	<u>1</u>
		解剖生理学Ⅱ	<u>1</u>
		生化学	1
		栄養学	1
	疾病の成り立ちと回復の促進	病理学Ⅰ	1
		病理学Ⅱ	1
		微生物学	1
		薬理学	1
	健康支援と社会保障制度	臨床治療学	2
		保健医療論	2
社会福祉論		1	
		法と看護	1
		小 計	14
専門分野	基礎看護学	看護学概論	1
		看護過程	<u>1</u>
		共通基本技術Ⅰ	<u>1</u>
		共通基本技術Ⅱ	<u>1</u>
		日常生活行動援助技術	2
		診療・治療に伴う援助技術	<u>2</u>
		臨床看護総論	1
		臨床判断の基礎	<u>1</u>
	地域・在宅看護論	地域の人々と生活	1
		地域の保健医療福祉	1
		地域・在宅看護概論	1
		地域・在宅看護活動論Ⅰ	1
		地域・在宅看護活動論Ⅱ	1
	成人看護学	成人看護学概論	1
		成人看護学活動論Ⅰ	1
		成人看護学活動論Ⅱ	1
	老年看護学	老年看護学概論	1
		老年看護学活動論Ⅰ	1
		老年看護学活動論Ⅱ	1
	小児看護学	小児看護学概論	1
小児看護学活動論Ⅰ		1	
小児看護学活動論Ⅱ		1	
母性看護学	母性看護学概論	1	
	母性看護学活動論Ⅰ	1	
	母性看護学活動論Ⅱ	1	

		生物と生命論	1	30	
		英語	<u>2</u>	45	
		保健体育Ⅰ	1	30	
		保健体育Ⅱ	1	15	
		小 計	11	285	
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖生理学Ⅰ	<u>2</u>	30	
		解剖生理学Ⅱ	<u>2</u>	30	
		生化学	1	15	
		栄養学	1	15	
	疾病の成り立ちと回復の促進	病理学Ⅰ	1	30	
		病理学Ⅱ	1	30	
		微生物学	1	30	
		薬理学	1	15	
	健康支援と社会保障制度	臨床治療学	2	45	
		保健医療論	2	30	
		社会福祉論	1	30	
			法と看護	1	15
			小 計	16	315
	専門分野Ⅰ	基礎看護学	看護学概論	1	30
			看護過程	<u>2</u>	45
			共通基本技術	1	30
日常生活行動援助技術			2	60	
診療・治療に伴う援助技術			<u>1</u>	45	
臨床看護総論			1	30	
臨地実習		基礎看護学実習	2	90	
			小 計	10	330
専門分野Ⅱ	成人看護学	成人看護学概論	1	30	
		成人看護学活動論Ⅰ	1	30	
		成人看護学活動論Ⅱ	1	30	
	老年看護学	老年看護学概論	1	30	
		老年看護学活動論Ⅰ	1	30	
		老年看護学活動論Ⅱ	1	30	
	小児看護学	小児看護学概論	1	30	
		小児看護学活動論Ⅰ	1	30	
		小児看護学活動論Ⅱ	1	30	
	母性看護学	母性看護学概論	1	30	
		母性看護学活動論Ⅰ	1	30	
		母性看護学活動論Ⅱ	1	30	
精神看護学	精神看護学概論	1	30		
	精神看護学活動論Ⅰ	1	30		

精神 看護学	精神看護学概論	1
	精神看護学活動論 I	1
	精神看護学活動論 II	1
看護の実 践と統合	看護管理	1
	災害看護・国際看護	1
	看護研究 I	1
	看護研究 II	1
小計		34
臨地実習	基礎看護学実習	2
	地域・在宅看護論実習	2
	成人・老年看護学実習 I	2
	成人・老年看護学実習 II	2
	小児看護学実習	2
	母性看護学実習	2
	精神看護学実習	2
	統合実習	2
小計		16
総計		73

別記第 1 号様式 (第 24 条関係)

別記第 3 号様式 (第 18 条関係)

		精神看護学活動論 II	1	30
臨地実習		成人看護学実習	2	90
		老年看護学実習	2	90
		小児看護学実習	2	90
		母性看護学実習	2	90
		精神看護学実習	2	90
小計			25	900
統 合 分 野	在宅看護 論	在宅看護概論	1	30
		在宅看護活動論 I	1	30
		在宅看護活動論 II	1	30
	看護の統 合と実践	看護管理	1	30
		災害看護	1	15
		看護研究 I	1	15
		看護研究 II	1	30
	臨地実習	在宅看護論実習	2	90
		統合実習	2	90
	小計			11
総計			73	2190

別記第 1 号様式 (第 12 条関係)

別記第 3 号様式 (第 18 条関係)